

専門委員会規定

第1章 総 則

第1条 立命館スポーツフェロー会則第14条の規定に基づき、専門委員会を設ける。

第2章 目的および事業

第2条 この専門委員会は立命館スポーツフェローの次の事項を審議し、処理することを目的に総務・広報・事業・財務・表彰の5委員会からなる。

1. 総務委員会

- 1 総務（懇親会を含む）に関すること。
- 2 常任幹事会・幹事会に関すること。
- 3 研修会・特別事業開催に関すること。
- 4 規約に関すること。
- 5 その他の委員会に属さない事項に関すること。

2. 広報委員会

- 1 文書保管に関すること。
- 2 連絡業務に関すること。
- 3 PR活動に関すること。
- 4 体育会本部の窓口。
- 5 会報編集に関すること。
- 6 役員名簿発行に関すること。

3. 事業委員会

- 1 他大学交流に関すること。
- 2 ゴルフコンペに関すること。
- 3 OB・OG会長会に関すること。
- 4 監督会の会議に関すること。
- 5 その他の委員会に属さない事業に関すること。

4. 財務委員会

- 1 基金調達、募金活動に関すること。
- 2 年度予算、決算報告に関すること。
- 3 特別事業予算、決算報告に関すること。
- 4 財務委員の内1名が会計を担当する。

5. 表彰委員会

- 1 会長賞の選考に関すること。
- 2 会長功労賞の選考に関すること。
- 3 特別表彰・感謝状の立案に関すること。

なお、表彰に関する規定は別に定める。

第3章 組 織

第3条 各委員会は、次の委員をもって構成し、常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

1. 会長が指名する副幹事長 1 名
2. 会長が指名する常任幹事 若干名
3. 会長が指名する学識経験者 若干名

第4章 役 員

第4条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1 名

副委員長 若干名

- 第5条 委員長および副委員長は、会長が委嘱する。
- 第6条 委員長は、委員会を代表し委員会の会務を掌握する。
- 第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときまたは欠けたとき、その職務を代行する。
- 第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
1. 補欠または増員により選任された委員の任務は、前任者または現任者の任期とする。
 2. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 会 議

- 第9条 この委員会は、随時にこれを開催するものとし、その都度委員長が招集し、その議長となる。
- 第10条 この委員会は委員の過半数(委任状を含む)が出席しなければ開会し議決することができない。ただし同一事項について再度招集したときはこの限りではない。
- 第11条 この委員会の議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長が決定する。
- 附則
1. 各専門委員会において、必要あらば特別委員会を設置することができる。
 2. 本規定は、2008年4月19日より施行する。

制定(総会)	1995年(平成7年)7月5日
一部改正(総会)	2001年(平成13年)2月24日
一部改正(総会)	2008年(平成20年)4月19日
一部改正(総会)	2016年(平成28年)5月28日